

事後調査の結果

調査項目 廃棄物
予測した事項 掘削工事等から発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量

1 調査事項

(1) 予測した事項

掘削工事等から発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量

(2) 予測条件の状況

掘削面積、深さ、延長等

(3) 環境保全のための措置の実施状況

2 調査地域

立体交差部及び一般部（終点側）の工事施行区域内とした。（p9 図 1-1 参照）

3 調査方法

(1) 調査時点

工事の施行中とした。

(2) 調査期間

① 予測した事項

平成 28 年 9 月から平成 30 年 7 月末までとした。

② 予測条件の状況

「予測した事項」と同一期間とした。

③ 環境保全のための措置の実施状況

「予測した事項」と同一期間とした。

(3) 調査地点

① 予測した事項（掘削工事等から発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量）

工事施行区域（立体交差部及び一般部（終点側））とした。

② 予測条件の状況（掘削面積、深さ、延長等）

「予測した事項」と同一地点とした。

③ 環境保全のための措置の実施状況

「予測した事項」と同一地点とした。

(4) 調査方法

① 予測した事項（掘削工事等から発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量）

現地調査及び関連資料（マニフェスト票等）の確認により行った。

② 予測条件の状況（掘削面積、深さ、延長等）

現地調査及び関連資料の確認により行った。

③ 環境保全のための措置の実施状況

現地調査及び関連資料の確認により行った。

4 調査結果

(1) 事後調査結果の内容

① 予測した事項（掘削工事等から発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量）

掘削工事等から発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量の結果を表 3-1 に示す。

なお、立体交差部のうちトンネル部の土留施工については、地下鉄構造物との近接施工に伴い土留壁の変位を防止するため、地中連続土留壁（SMW）工法を採用することとなり、予測時想定していなかった建設汚泥が発生した。

表 3-1 掘削工事等から発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量（H28.9～H30.7）

工事箇所		区分	廃棄物			建設発生土 (m ³)
			コンクリート塊 (t)	アスファルト塊 (t)	建設汚泥 (m ³)	
一般部	始点側		—	—	—	—
立体交差部	トンネル部・擁壁部		383	1,323	7,390	19,582
一般部	終点側		576	1,587	—	11,417
合計			959	2,910	7,390	30,999
(再資源化率又は再利用率)			(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

備考：平成 28 年 9 月から平成 30 年 7 月末までの集計値。

② 予測条件の状況（掘削面積、深さ、延長等）

平成 30 年 9 月時点での当該工事の進捗状況は、立体交差部は掘削工事を終了し、躯体工事中である。また、一般部（終点側）は、街路築造工事及び電線共同溝の工事中である。

表 3-2 掘削工事の面積、深さ、延長等（H28.9～H30.7）

工事箇所	区間	構造物	施工区間 延長 (m)	面積 (m ²)	掘削深さ (m)
一般部	始点側	排水管	—	—	—
		電線共同溝	—	—	—
立体交差部	トンネル部	ボックスカルバート	80	1,440	8.36
	擁壁部	逆 L 型擁壁	30	540	3.16
一般部	終点側	排水管	699	839	2.47
		電線共同溝	1,098	1,757	1.19

備考 1：平成 28 年 9 月から平成 30 年 7 月末までの集計値。

2：掘削深さは各施工区間の平均値

3：立体交差部（地上部）及び一般部（終点側）については、車道部及び歩道部において街築工（街きよ等の設置）に伴う掘削工事も行っている。

③ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 3-3 に示すとおりである。

なお、本工事の実施期間中（平成 28 年 9 月から平成 30 年 7 月末まで）、廃棄物に係る苦情は寄せられなかった。

表 3-3 環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 12 月建設事務次官通達）、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に従い、原則として他の公共事業との調整を図り、極力再利用に努める。	事業の実施に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト塊、建設汚泥は、民間の再資源化施設へ搬出した結果、再資源化率は 100%であった。建設発生土は UCR〔株〕建設資源広域利用センター〕を通じて受け入れ場所へ搬出した結果、再利用率は 100%であった。
再利用できないものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東京都廃棄物条例」等に基づき、中間処理施設等への適正な搬出の確認など適切に処理する。	現場において分別が困難な、混合廃棄物等については、収集・運搬・処分の許可を持った業者に委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東京都廃棄物条例」等に基づき、適切に処理した。
アスファルト塊及びコンクリート塊については、再資源化施設等を活用して再生材化を図るとともに、再生材を率先して使用するなど、再資源化・再利用に努める。	アスファルト塊及びコンクリート塊については、民間の再資源化施設へ搬出した結果、再資源化率は 100%であった。なお、現時点までの工事においては仮舗装等に再生材である再生アスファルト混合物、再生路盤材等を率先して使用している。
建設発生土については、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、公共事業における建設発生土の再利用を調整（利用調整会議）して、建設発生土の搬出時に他の公共事業（ストックヤードへの仮置きを含む。）への利用（工事間利用）や再利用センター（再利用機関）に指定地処分など、建設発生土の再利用に努める。	建設発生土は UCR〔株〕建設資源広域利用センター〕を通じて受け入れ場所に搬出した結果、再利用率は 100%であった。

(2) 評価書の予測結果と事後調査結果との比較検討

① 予測した事項（掘削工事等から発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量）

評価書の予測結果と事後調査の結果（廃棄物と発生土の排出量比較検討の結果）は、表 3-4 に示すとおりである。

なお、立体交差部のうちトンネル部の土留施工については、地下鉄構造物との近接施工に伴い土留壁の変位を防止するため、地中連続土留壁（SMW）工法を採用することとなり、予測時想定していなかった建設汚泥が発生した。

予測結果は工事期間の総量であることから、事後調査報告書（工事の施行中その1）で報告した結果に、今回調査した結果を合計し途中経過として報告する。

廃棄物の排出量は、コンクリート塊が 1,606m³、アスファルト塊が 2,449m³、建設汚泥が 22,967 m³、建設発生土が 84,151m³であった。

コンクリート塊及びアスファルト塊については既に予測結果を上回っているが、予測ではコンクリート塊として、既設道路の道路端のL型溝を、アスファルト塊は既設道路の舗装を対象としたが、コンクリート塊は既設道路以外に残置されていた建築物基礎等の地下埋設物も含まれていたことや、アスファルト塊は既設道路以外に、駐車場等として利用され、既に敷設されていたものも含まれたためと考えられる。

なお、排出されたコンクリート塊及びアスファルト塊は 100%再資源化されている。

また、建設汚泥については、再資源化施設に搬出し、凝集・固化等により改良土等として 100%再資源化したほか、建設発生土は、UCR〔株〕建設資源広域利用センターを通じて 100%再利用された。

表 3-4 評価書の予測結果と事後調査結果との比較検討（廃棄物と発生土の排出量）

区 分		集計期間	事業の実施による発生量		再資源化率及び再利用率
			評価書予測結果	事後調査結果	
建設 廃棄物	コンクリート塊	H19.9～H28.8	約 1,300 m ³	1,198 m ³ [重量：2,816 t]	100%
		H28.9～H30.7		408 m ³ [重量：959 t]	100%
		合計		1,606 m ³ [重量：3,775 t]	100%
	アスファルト塊	H19.9～H28.8	約 2,400 m ³	1,210 m ³ [重量：2,845 t]	100%
		H28.9～H30.7		1,238 m ³ [重量：2,910 t]	100%
		合計		2,449 m ³ [重量：5,755 t]	100%
	建設汚泥	H19.9～H28.8	—	15,577 m ³	100%
		H28.9～H30.7		7,390 m ³	100%
		合計		22,967 m ³	100%
建設発生土	H19.9～H28.8	約 130,000 m ³	53,152 m ³	100%	
	H28.9～H30.7		30,999 m ³	100%	
	合計		84,151 m ³	100%	

備考1：平成 19 年 9 月（工事着手時）から平成 28 年 8 月末までの集計値は、事後調査報告書（工事の施行中その1）の報告値である。

2：事後調査結果のうち、コンクリート塊及びアスファルト塊の排出量は、以下の資料を参考にして重量換算係数（t/m³）を 2.35 とし算出した。

「平成 24 年度 建設副産物実態調査利用量・排出先調査票」（平成 24 年度 国土交通省）